

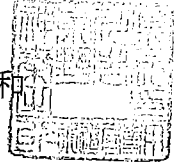


FNo.9・2・0(甲)

令和2年11月17日

秦野市上下水道審議会
会長 茂庭竹生様

秦野市長 高橋 昌和



分担金の負担区及び額の設定について(諮問)

このことについて、秦野市附属機関の設置等に関する条例第3条に基づき、次のとおり諮問します。

(諮問理由及び内容)

下水道施設の整備に当たっては、事業の実施に伴って利益を受ける方から、その受ける利益の限度において事業費の一部を負担していただくことが、受益と負担の公平の観点から適当であるとされています。

こうした受益者負担の考え方に基づき、本市では昭和55年2月に秦野市公共下水道事業受益者負担に関する条例を施行し、都市計画事業として実施される公共下水道事業については、都市計画法第75条に基づく受益者負担金として、また、下水道法に基づいて実施する公共下水道事業については、地方自治法第224条に基づく分担金としてそれぞれ賦課徴収を行ってきました。

このたび、公共下水道事業計画の変更による整備区域の拡大を令和3年度から予定していることに伴い、新たに分担金の負担区及び額を定めるため、別紙のとおり諮問するものです。

(別紙)

分担金の負担区及び額の設定について

1 負担区の設定

第1号公共下道の新認可区域52ヘクタールを第3負担区として設定する。

名 称	地 区 名
第3負担区	本町地区 曾屋、上大槻の一部
	北 地区 横野、戸川の一部
	大根地区 下大槻の一部
	西 地区 渋沢、堀山下の一部

2 分担金の額の設定

基本分担金及び増分担金の額を次のとおり設定する。

名 称	基本分担金 (土地1平方メートル当たり)	増分担金 (超過汚水排除量1立方メートル当たり)
第3負担区	280円	57円